

自 令和 7 年 2 月 25 日

日間

至 令和 7 年 月 日

令和 7 年

第 1 回

四国中央市議会定例会議案書

(令和 7 年 3 月 19 日追加提案分)

四 国 中 央 市

令和 7 年 第 1 回 四 国 中 央 市 議 会 定 例 会 議 案 目 録		
議 案 番 号	件 名	頁
議 案 第 36 号	令和 6 年度四国中央市一般会計補正予算（第 9 号）	3
議 案 第 37 号	令和 7 年度四国中央市一般会計補正予算（第 1 号）	5
議 案 第 38 号	川之江埋立グラウンド整備工事請負契約の締結について	8
議 案 第 39 号	障害児入所施設新築工事（建築・機械設備工事）請負契約の締結について	9
議 案 第 40 号	物品購入契約の締結について	10

議案第 36 号

令和 6 年度四国中央市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 6 年度四国中央市の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第 1 条 繰越明許費の追加は、「第 1 表 繰越明許費補正」による。

令和 7 年 3 月 19 日提出

四国中央市長 篠 原 実

第 1 表 繰越明許費補正

(追 加)

款	項	事 業 名	金 額
10 教 育 費	5 社 会 教 育 費	北地区交流センター（仮称） 整 備 事 業	千円 101,300

議案第 37 号

令和 7 年度四国中央市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度四国中央市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 360,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 43,133,000 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 19 日提出

四国中央市長 篠 原 実

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		千円 3,538,320	千円 360,000	千円 3,898,320
	2 基金繰入金	3,270,928	360,000	3,630,928
歳入合計		42,773,000	360,000	43,133,000

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 衛 生 費		千円 2, 922, 691	千円 360, 000	千円 3, 282, 691
	1 保健衛生費	1, 497, 403	360, 000	1, 857, 403
歳 出 合 計		42, 773, 000	360, 000	43, 133, 000

議案第 38 号

川之江埋立グラウンド整備工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 7 年 3 月 19 日 提出

四国中央市長 篠 原 実

- 1 契約の目的 川之江埋立グラウンド整備工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 請負金額 208,450,000円
- 4 契約の相手方 四国中央市妻鳥町187番地
森実・久保特定建設工事共同企業体
代表者 森実土建株式会社
代表取締役 森 実 仁 志

提 案 理 由

川之江埋立グラウンド整備工事請負契約を締結するため、四国中央市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年四国中央市条例第46号）第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 39 号

障害児入所施設新築工事（建築・機械設備工事）請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 7 年 3 月 19 日 提出

四国中央市長 篠 原 実

- 1 契約の目的 障害児入所施設新築工事（建築・機械設備工事）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 請負金額 200,970,000円
- 4 契約の相手方 四国中央市三島宮川4丁目2番18号
井原工業・大久保組特定建設工事共同企業体
代表者 井原工業株式会社
代表取締役 井 原 伸

提 案 理 由

障害児入所施設新築工事（建築・機械設備工事）請負契約を締結するため、四国中央市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年四国中央市条例第 46 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 40 号

物品購入契約の締結について

次のとおり物品購入契約を締結する。

令和 7 年 3 月 19 日 提出

四国中央市長 篠 原 実

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 土居学校給食センター食器・食缶洗浄機一式購入 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 64,020,000円 |
| 4 契約の相手方 | 松山市天山三丁目13番12号ウエストビル天山1階
株式会社中西製作所松山営業所
所長 水野 裕一郎 |

提 案 理 由

土居学校給食センター食器・食缶洗浄機一式の購入契約を締結するため、四国中央市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年四国中央市条例第 46 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものである。